



鏡支所だより

—第163号—

発行日 令和2年11月1日
発刊 八代市鏡支所
編集 鏡支所地域振興課
TEL 52-2131



鏡支所管内の人の動き(9月末現在)

		()は前月比
【世帯数】	5,974	世帯 (-10)
【人口数】	14,331	人 (-18)
	男 6,696	人 (-2)
	女 7,635	人 (-16)

区長会と鏡まちづくり協議会から義援金贈呈



左から本田会長、中村市長、松本会長

10月19日、鏡校区区長会・松本巧会長と鏡まちづくり協議会・本田勉会長が八代市鏡支所を訪れ、同会と住民からの義援金を贈られました。

松本会長は「他人事ではない、坂本町のために区長会ならびに住民一同からの声で贈らせていただきました。」と、本田会長は「友人、知人が住む坂本町のために何かできないかと贈らせていただきます。」と話されました。

中村市長は「坂本町の方に確実にお届けします。早急な復興のために尽力します。」と感謝の気持ちを述べられました。



ご家族の会へのご案内

～介護をしているご家族、介護に興味がある方の交流会を開きます～

介護による精神的な負担感や孤独感を軽減し、心の健康を図る目的として家族会を開催しています。

不安な気持ち、わからないことなど・・・
お茶を飲みながら話しませんか？



- 【日時】 令和2年11月16日 月曜日
14:00～16:00
- 【場所】 鏡地域福祉センター
(住所:八代市鏡町鏡村720)
- 【テーマ】 『心身のリフレッシュについて』
①～リフレッシュ体操を学びましょう～
講師:八代北部地域医療センター北岡理学療法士
②介護についての座談会
- 【定員】 20名 (申込みは11月10日まで)
- 【参加費】 無料

申込及び問合せ
八代市第1地域包括支援センター(ふるさと)
鏡町内田742番地2
☎(53)2601 (担当:橋本)

注意事項

持ち物他:動きやすい服装でお越しください。
お茶は準備してあります。
※当日、体調のすぐれない方は参加をご遠慮ください。
マスクの着用をお願いします。

市税等はコンビニでも納付できます

市内はもちろん、全国の主要なコンビニエンスストアで、休日や深夜でも、手数料なしで市税等の納付ができます。ぜひ、ご利用ください。

【コンビニで納付できる税・料金など】

国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税、市県民税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料、浄化槽使用料、農業集落排水使用料、簡易水道使用料、市営墓園管理料、奨学資金返還金、市営住宅家賃 等



※納期限（コンビニでの使用期限）を過ぎた納付書、バーコードが印字されていない納付書などは、コンビニでは取り扱い（納付）できません。

氷川の清掃作業が行われました

氷川環境保全に取り組むことを目的とする「清流氷川流水対策協議会（八代市・氷川町）」で、9月26日（土）氷川の清掃作業が行われました。当日は、上鏡地区住民の方の協力をいただき、上鏡やすらぎ公園から松本橋までの鏡側堤防沿いの空き缶やゴミ拾いを行い、軽トラック約2台分のゴミなどが回収されました。



「燃えるごみ」の出し方について

○「燃えるごみ」は、各町内の決められた収集日・時間に出してください。

【収集日】

地区の収集日を「ごみ収集カレンダー」でご確認ください。

【ごみ出しの時間】

収集日の午前6時30分～午前8時まで（鏡地域）
※午前8時以降にごみを出した場合、ごみが収集されなかったり、収集時間が遅くなったりします。
地域のごみ収集がスムーズにいきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。



【分別】

※「燃えるごみ」に、ビンや缶などの燃えないごみが混入していると収集できません。ビンや缶などの資源物は、分別して「資源ごみの日」に出してください。

○「資源ごみの日」に出せないものが、決められた収集時間外に出してあるケースが報告されています（リサイクル家電・農業用ビニール等）。

「資源ごみ」は、決められた日時に、分別ルールを守って出してください。

○排出された燃えるごみの袋を開けるなどの行為は、周囲の生活環境や衛生面に悪影響を及ぼしますので、行わないようにしましょう。



税・ごみに関するの問合せ 市民環境課 ☎（52）1116

秋の全国火災予防運動

期間：11月9日（月）～11月15日（日）

標語：その火事を

防ぐあなたに金メダル

11月9日から秋季全国火災予防運動週間です。火災が発生しやすくなる冬の季節を迎えるにあたり、火災予防の意識を一層高めるとともに、火災の発生・拡大を防止し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。

家庭でも日頃から、火災が発生しないように注意しましょう。

なお、鏡支所管内において、期間中の消防団による巡回、及び防災無線等での広報の実施を予定しています。



必ずチェック最低賃金！
使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が改定されました。
時間額 793円（令和2年10月1日から）
この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

問合せ 熊本労働局労働基準部賃金室
☎096(355)3202



人（ひと）は等（ひと）しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～